

件名：日本発ドイツ宛の EMS 等通常郵便物の受付再開（当館手続きでの特例の見直し）

9月7日、日本郵便はドイツ宛の EMS 及び航空便の通常郵便物（書状）の引き受けを再開しました。

https://www.post.japanpost.jp/int/information/2022/0906_01.html

その後、特段の問題なく運用されているところ、今次引き受け再開を受け、2022年3月11日付でご案内した「国際郵便取扱停止期間中の特例」に関して（リンクは下記）、2022年10月24日（月）以降の対応を以下のとおり変更いたしますのでご留意ください。

[https://www.frankfurt.de.emb-](https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/20220311konsular_yuso.html)

[japan.go.jp/jp/konsular/20220311konsular_yuso.html](https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/20220311konsular_yuso.html)

【パスポートの申請（初めての申請、またはお持ちのパスポートが有効期限を過ぎた場合の申請）】

○原則として、6か月以内に発行された戸籍謄本／抄本（以後、「戸籍謄本等」）の原本を提出の上で申請ください。提出して頂いた戸籍謄本等はお返しできません。

○事情により、戸籍謄本等の原本の入手が予定されている旅行（パスポートの申請）に間に合わない場合に限り、戸籍謄本等の写しとともに「速やかに原本を提出する」旨の文書を申請者から提出いただくことで対応いたします。

【戸籍関係の届出】

○原則として、記載内容が最新の戸籍謄本等の原本をご提出ください。提出して頂いた戸籍謄本等はお返しできません。

○事情により原本を提出できない場合には、当館領事部へご相談ください。

【身分事項の証明の申請（出生証明、婚姻証明等）】

○原則として、6か月以内に発行された戸籍謄本等（婚姻証明の場合は3か月以内）の原本を提示の上で申請ください。ご提示頂いた戸籍謄本等は当館でコピーをとった後お返し致します。

○出生証明については出生の事実関係が変わらないため、発行日から6か月を超える戸籍謄本等の原本のご提示で引き続き対応可能です。

○事情により戸籍謄本等の原本の入手が間に合わず、証明の入手を急ぎたい場合に限り、戸籍謄本等の写しとともに「速やかに原本を提示する」旨の文書を申

請者から提出いただくことで対応いたします。